

兵庫県公報

平成23年4月1日 金曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	6

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年4月1日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第23 3の項第3号ア中「及び室長（行政職8級の者のうち、職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）別表第1に規定する人事委員会が定める者に限る。）」を削り、同号イ中「県民局の総務室及び県民室の副室長」を「県民局の室長」に改め、「工業技術支援センター所長」の右に「、県立ものづくり大学校の姫路職業能力開発校長」を加え、「豊岡高等技術専門学院長」を「豊岡職業能力開発校長」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項の表中「県立大学産学連携センターの姫路産学連携センター長」を「県立大学産学連携機構副機構長」に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第3条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事の事務部局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 政策監 (4) 部長 (5) 環境部長 (6) まちづくり部長	1種
---------	----	---	----

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 副防災監 (8) 局長（行政職10級の者に限る。） (9) 参事（行政職10級の者に限る。） (10) ものづくり教育参事 (11) 住宅参事 (12) 医監 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 知事室長 (4) 政策調整局長 (5) ビジョン局長 (6) 観光監 (7) 工事検査室長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職 9 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員 	3種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職 9 級及び10級並びに医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 主任技術専門員（行政職 8 級の者に限る。） 	4種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 主幹 (3) 研究参事 	5種
	水産課はやたか船長	7種
地方 機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 東京事務所長 (4) 自治研修所長 (5) 県立大学事務局長 (6) 県立健康生活科学研究所長 (7) 県立こどもの館館長 (8) 中央こども家庭センター所長 (9) 県立総合衛生学院長 (10) 県立工業技術センター所長 (11) 県立ものづくり大学校長 (12) 県立農林水産技術総合センター所長 (13) 県立淡路景観園芸学校校長 (14) 森林動物研究センター所長 	1種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副局長、室長（行政職 9 級の者に限る。）及び但馬長寿の郷長 (2) 県税事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (3) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (4) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (5) 土木事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (6) 県立大学事務局の副局長及び事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新在家キャンパス、神戸ポートアイランドキャンパス及び淡路キャンパスの事務部長を除く。） 	2種

<ul style="list-style-type: none"> (7) 県立健康生活科学研究所副研究所長 (8) 県立工業技術センター次長 (9) 県立農林水産技術総合センター次長 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の室長（行政職 9 級の者及び事務所の室長を除く。） (2) 兵庫県民総合相談センター所長 (3) 兵庫陶芸美術館副館長 (4) 県立男女共同参画センター所長 (5) 但馬長寿の郷の管理部長 (6) 県民局の参事（事務所の参事を除く。） (7) 県税事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (8) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (9) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (10) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (11) 但馬水産事務所長 (12) 土地改良事務所長 (13) 土地改良センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (14) 土木事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (15) 尼崎港管理事務所長 (16) 姫路港管理事務所長 (17) 但馬空港管理事務所長 (18) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (19) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者に限る。） (20) 県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長 (21) 広域防災センター長 (22) 県立健康生活科学研究所のセンター長 (23) 保健所長 (24) こども家庭センター所長（中央こども家庭センター所長を除く。） (25) 県立明石学園長 (26) 県立総合衛生学院副学院長 (27) 食肉衛生検査センター所長 (28) 動物愛護センター所長 (29) 県立身体障害者更生相談所長 (30) 県立精神保健福祉センター所長及び次長 (31) 県立工業技術センターの工業技術支援センター所長 (32) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (33) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (34) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (35) 県立神戸高等技術専門学院長 (36) 県立障害者高等技術専門学院長 (37) 兵庫障害者職業能力開発校長 (38) 旅券事務所長 (39) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センター所長 (40) 家畜保健衛生所長 (41) 六甲治山事務所長 (42) 森林動物研究センター次長 (43) 県立淡路景観園芸学校副校長 	<p>3 種</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 消費生活センター長及び消費生活創造センター長 (3) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (4) 健康福祉事務所の福祉室長 (5) 土地改良センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (6) 土木事務所の室長 (7) 参事（県民局の参事（事務所の参事を除く。）を除く。） 	<p>4 種</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (9) 自治研修所次長 (10) 県立大学事務局の事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新在家キャンパス、神戸ポートアイランドキャンパス及び淡路キャンパスの事務部長に限る。） (11) 広域防災センターの部長及び消防学校長 (12) 県立健康生活科学研究所の健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長並びに生活科学総合センターの副センター長及び部長 (13) 県立こどもの館^{やかた} 幼児教育センター所長 (14) 県立女性家庭センター所長 (15) 県立総合衛生学院事務部長 (16) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 8 級の者に限る。） (17) 県立知的障害者更生相談所長 (18) 県立工業技術センター総務部長 (19) 県立ものづくり大学校企画調整部長 (20) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (21) 森林動物研究センターの部長 (22) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 主幹 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者を除く。） (4) 県立大学事務局の事務部次長 (5) 広域防災センターの消防学校副校長 (6) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (7) 県立こどもの館^{やかた} 副館長 (8) 県立明石学園副園長 (9) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (10) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 7 級の者に限る。） (11) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (12) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）及び総務部次長 (13) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校副校長 (14) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (15) 県立神戸高等技術専門学院副学院長 (16) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (17) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (18) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病害虫防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	5 種
	県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹	6 種
	県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7 種

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

第 4 条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表千種東小学校の項を削る。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第 5 条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第 1 号中「理事」を「理事 政策監」に改め、「総合政策室長」を削り、「観光参事」を「観光監」に改め、「政策室長」を削り、同款県民局の項を次のように改める。

県民局	局長 副局長 総務室長 総務企画室長 県民室長 県民協働室長 県民生活室長 地域政策室長 公園島企画室長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿の郷長 消費生活センター長 消費生活創造センター長 農業改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 主幹 総務課長 企画管理課長
-----	---

別表知事部局の款県立大学の項中「企画課長」を「企画課長 業務課長」に改め、同款県立精神保健福祉センターの項中「次長」を「次長 医療参事」に改め、同款県立工業技術センターの項の次に次の1項を加える。

県立ものづくり大学校	1 校長 部長 2 姫路職業能力開発校長 副校長 総務課長
------------	----------------------------------

別表知事部局の款県立但馬技術大学校の項第2号中「豊岡高等技術専門学院長 副学院長」を「豊岡職業能力開発校長 副校長」に改め、同款県立高等技術専門学院の項を次のように改める。

県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
--------------	---------------

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項及び条例第2条第1項第2号の項を次のように改める。

条例第2条第1項第1号	(1) 財団法人淡路島くうみ協会 (2) 財団法人計算科学振興財団 (3) 財団法人高輝度光科学研究センター (4) 公益財団法人新産業創造研究機構 (5) 財団法人ダム技術センター (6) 財団法人地域総合整備財団 (7) 財団法人地域創造 (8) 公益財団法人ひょうご科学技術協会 (9) 財団法人ひょうご環境創造協会 (10) 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 (11) 財団法人兵庫県園芸・公園協会 (12) 財団法人兵庫県勤労福祉協会 (13) 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 (14) 財団法人兵庫県健康財団 (15) 公益財団法人兵庫県国際交流協会 (16) 財団法人兵庫県雇用開発協会 (17) 財団法人兵庫県住宅建築総合センター (18) 財団法人兵庫県住宅再建共済基金 (19) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会 (20) 公益財団法人兵庫県青少年本部 (21) 財団法人兵庫県体育協会 (22) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター (23) 公益財団法人ひょうご産業活性化センター (24) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 (25) 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター (26) 社団法人兵庫みどり公社 (27) 独立行政法人空港周辺整備機構 (28) 大阪湾広域臨海環境整備センター (29) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (30) 兵庫県住宅供給公社 (31) 兵庫県道路公社
-------------	---

	(32) 兵庫県土地開発公社 (33) 地方公共団体金融機構
条例第2条第1項第2号	(1) 財団法人国際エメックスセンター (2) 財団法人兵庫県学校厚生会 (3) 財団法人兵庫県職員互助会 (4) 財団法人兵庫県水産振興基金 (5) 財団法人兵庫丹波の森協会 (6) 社団法人瀬戸内海環境保全協会 (7) 社団法人兵庫県計量協会 (8) 社団法人兵庫県高等学校教育振興会 (9) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

別表第1備考中「平成22年4月1日」を「平成23年4月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条の2関係）

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	
知事の内部部局	職員	職員	主任 職員	機関長 主査	課長補佐 船長 係長 生活創造 活動専門 員 生涯学習 専門員 軽油調査 専門員 統計専門 員 職員健康 管理専門 員 企画専門 員 保健指導 専門員 計量専門 員 渉外専門 員 検査専門 員	副課長 主幹 課長補佐 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任健康 管理専門 員 主任広報 管理専門 員 主任計量 専門員 主任渉外 専門員 主任換地 専門員	室長 副課長 主幹 課長補佐 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 個人住民 税特別対 策官 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任健康 管理専門 員 主任広報 管理専門 員 主任計量 専門員 主任技術 専門員	課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 こども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 管理専門 員 職員相談 員 主任技術 専門員	局長 出納局長 工事検査 室長 知事室長 政策調整 局長 ビジョン 局長 参事 観光監	部長 環境部長 まちづく り部長 副防災監 局長 参事 ものづく り教育参 事 住宅参事	理事 会計管理 者 政策監

					換地専門員 農地管理専門員 環境創造型農業専門員 林業専門技術員 水産業専門技術員 技術専門員 会計審査・指導専門員 工事検査専門員 青少年指導専門員 文化専門員 専門技術員 機関長	主任農地管理専門員 主任技術専門員 主任工事検査専門員 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 主任専門技術員 船長				
兵庫県民総合相談センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐		次長	所長		
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐	参事	副館長	館長	
県立男女共同参画センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県民局	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹	参事	副局長 参事	局長 参事	
室	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 青少年指導官 生活科学専門員 課長補佐	主幹 所長補佐 主任青少年指導官 主任生活科学専門員	室長 参事	室長		
消費生活センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学専門員 課長補佐	主幹 主任生活科学専門員 所長補佐	消費生活センター長			
消費生活創造センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学専門員 課長補佐	主幹 主任生活科学専門員 所長補佐	消費生活創造センター長			
県税事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 徴収専門員 課税調査専門員 軽油調査専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐 主任徴収専門員 主任課税調査専門員 主任軽油調査専門員	所長 参事	所長		
健康福祉事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事 福祉室長			

					健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官 監査指導 専門員	主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官 主任監査 指導専門 員				
但馬長寿の郷	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	管理部長	但馬長寿 の郷長		
農林（水産）振 興事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	所長補佐 森林林業 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事	所長		
農業改良普 及センター	職員	職員	主任 職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 主幹	所長			
但馬水産事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 水産業専 門技術員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
土地改良事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事	所長		
土地改良セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	所長 主幹	所長			
六甲治山事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
土木事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 課長補佐	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長 室長 参事	所長		
尼崎港管理 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
姫路港管理 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
但馬空港管 理事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			

東京事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐	次長	参事	所長	
自治研修所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	次長		所長	
職員健康管理センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	主幹 所長補佐		所長		
職員会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	館長 副館長 職員福利センター 所長 課長補佐					
県立大学	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 産学連携専門員 課長補佐 緑環境景観専門員	部次長 主幹 主任産学連携専門員 所長補佐	部長	副局長 部長	局長	
広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 防災教育専門員 消防教育専門員 課長補佐	消防学校副校長 主幹 主任消防教育専門員 所長補佐	部長 消防学校長	センター長		
県立健康生活科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹	部長	副研究所長		
健康科学研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹	副センター長 部長	センター長		
生活科学総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学専門員 課長補佐	主幹 主任生活科学専門員	副センター長 部長	センター長		
保健所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 課長補佐 健康管理専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員 食品安全専門官	副所長 主幹 所長補佐 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域保健専門員 主任食品安全専門官				
県立こどもの館 <small>やかた</small>	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 児童指導専門員 課長補佐	副館長 主幹 主任児童指導専門員 所長補佐	幼児教育センター 所長		館長	
こども家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 児童福祉専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事		所長	
県立女性家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			

県立明石学園	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副園長主幹 所長補佐	園長			
県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	教務主任 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	副学院長	学院長	
食肉衛生検査センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	食肉衛生検査所長 副所長 主幹	食肉衛生検査所長	所長		
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 動物管理事務所長 支所長 主幹 所長補佐	所長			
県立身体障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長			
県立知的障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長			
県立精神保健福祉センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 精神保健福祉専門員 課長補佐	主幹 主任精神保健福祉専門員 所長補佐		次長		
県立工業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	部次長 主幹	部長	次長		
県立ものづくり大 学	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	部長 姫路職業能力開発 校長		校長	
県立但馬技術大 学	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副校長 部次長 主任職業教育専門員 所長補佐	部長 豊岡職業能力開発 校長	校長 副大 学 校 長		
県立神戸高等技術 専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長			
県立障害者高等技 術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長			
兵庫障害者職業能 力開発校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	校長			
旅券事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県立農林水産技術 総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 専門技術員 農業教育専門員 課長補佐	局次長 副室長 主幹 主任専門技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長	所長	

農業大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農業教育専門員 課長補佐	副校長 主任農業教育専門員	校長			
農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長 課長 林業専門技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 主幹 所長補佐				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐主査	船長 課長 漁業研修館長 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
森林動物研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐 森林動物専門員	主幹 主任森林動物専門員	部長	次長	所長	
県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 景観園芸専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観園芸専門員 景観園芸専門員	副校長 部長		校長	
議会事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐係長 政務調査員 記録専門員	副課長 主幹 課長補佐	課長 室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐係長	副課長 主幹 課長補佐	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	課長補佐係長	副課長 主幹 課長補佐	課長 参事	事務局長 次長		
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐係長	副課長 課長補佐	課長		事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		主幹	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長 主幹	事務局長			

教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	課長補佐 係長 管理主事 技術専門 員	室長 副課長 主幹 課長補佐 主任管理 主事 主任技術 専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		
教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 管理主事 課長補佐	教育振興 室長 副所長 主幹 所長補佐 主任管理 主事	所長 参事	所長		
県立特別支援教育 センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学 校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこ の郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐		館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博 物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの 郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門 員	主幹 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高 等学校、中等教育 学校又は特別支援 学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 係長	次席 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐	課長 参事			

神戸市警察部	職員	職員	主任職員		係長				
方面本部	職員	職員	主任職員		係長				
警察署	職員	職員	主任職員	主査	課長 係長	主幹			
警察学校	職員	職員	主任職員	主査	校長補佐 係長	副校長 主幹 校長補佐	参事		

備考

- 1 兵庫陶芸美術館の副館長及び食肉衛生検査センターの所長の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 2 県立明石学園の園長、県立神戸高等技術専門学院の学院長及び県立淡路景観園芸学校の副校長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 3 旅券事務所の所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 4 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校（県立大学を除く。）に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条の2関係）

医師・歯科医師職給料表級別職務区分表

組織名 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級
健康福祉事務所	職員	所長 副所長 課長 主査	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長 参事
職員健康管理センター	職員	室長 職員診療所長 医長	室長 職員診療所長 医長	所長 室長 職員診療所長
県立健康生活科学研究所			健康科学センター長	所長 健康科学センター長
保健所	職員	所長 副所長 課長 主査	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長
県立身体障害者更生相談所			所長 参事	所長 参事
県立精神保健福祉センター	職員	課長 主査	所長 副所長 参事 課長	所長
警察本部警務部厚生課	職員	医長	医長	

備考 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、2級、3級又は4級とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。